



文部次官松浦鎮次郎外四十名外國勲章
 記章受領及佩用ノ件
 右謹テ裁可ヲ仰ク
 昭和二年四月十九日
 内閣總理大臣若槻禮次郎



内

閣

賞勳令第七號 内閣 外務省 昭和二年四月十九日

昭和二年四月十六日 内閣官報 乙

内閣總理大臣了

賞勳局總裁



法王廳 シララン、クロア、サン、 文部次官 松浦鎮次郎

同 國 星章付コンシドル、 勳三等 望月軍四郎

同 國 シヴァリエール、サンシドル、 勳六等 渡邊 滋

同 上 羽場 從一

同 國 星章付コンシドル、 文部省宗教局長 下村 壽一

同 國 大聖クレゴアル、 勳正四位 勳四等 棚橋源太郎

同 國 シマレドール、 勳正四位 勳四等 松尾長造

同 國 大聖クレゴアル、 勳正四位 勳四等 松尾長造

同 佛 國 カシノ、 勳三等 山下龜三郎

同 國 カンボ、 勳正四位 勳二等 鎌田榮吉

同 國 カンボ、 勳正四位 勳二等 末川真一

同 國 カンボ、 勳正四位 勳二等 末川真一

同 國 カンボ、 勳正四位 勳二等 末川真一

同 上 飛田正雄

同 上 平櫛倬太郎

白 國 オーストリア、 勳大使館書記官 三谷隆信

同 國 オーストリア、 勳大使館書記官 三谷隆信

同 國 オーストリア、 勳大使館書記官 三谷隆信

同 國 オーストリア、 勳大使館書記官 三谷隆信

同 國 オーストリア、 勳大使館書記官 三谷隆信

同 國 オーストリア、 勳大使館書記官 三谷隆信

同 國 オーストリア、 勳大使館書記官 三谷隆信

支那國 四等嘉禾章 領 事 川村 博

法王廳

千九百二十五年聖年祭
記念布教博覽會功勞章

文部大臣岡田良平

同

上

文部次官松浦鎮次郎

同

上

文部次官長下村壽一

同

上

從三位公爵近衛文麿

同

上

五位勳等伯爵小笠原長幹

同

上

三位勳等伯爵柳原義光

同

上

從四位勳等伯爵松平頼壽

同

上

從四位伯爵酒井忠正

同

上

正四位勳四等棚橋源太郎

同

上

勳三等望月軍四郎

法王廳

千九百二十五年聖年祭
記念布教博覽會功勞章

文部省督學官
兼文部書記官松尾長造

同

上

勳六等渡邊滋

同

上

飛田正雄

同

上

平櫛倬太郎

同

上

羽場從一

同

上

文部屬川村精治

同

上

北浦靜彦

同

上

山田徳兵衛

同

上

横山正三

獨逸國

赤十字第一等名譽章樞密顧問官

平山成信

同	上	從三位勳三等侯爵德川圀順
同	上	宗秩寮審議官子爵松平乘承
同	上	宮中顧問官長崎省吾
同	上	第一高等學校教授丸山通一
獨逸國	赤十字並等名譽章	海軍主計大佐安宅徳太郎
同	上	社會局參與桑田熊藏
同	上	正四位勳二等阪本鈔之助
同	上	正七位勳七等柿沼鉉太郎
同	上	勳六等吉安延太郎
同	上	歌原兼良

瑞典國 金製記章 敬言視廳警部島田傳吉
 同國 銀製記章 兼警視廳屬 橘 高廣
 支那國 奉天省一等警察警章 山本喜助
 右文部次官松浦鎮次郎外四十名ヨリ頭書
 外國勳章記章受領及佩用ノ儀別紙
 通願出候條御允許相成可然哉此
 段允裁ヲ仰ク

追テ勳記章記無之モノニシテ各主管大臣
 或ハ主管長官、證明書相添、候者ニ對シ
 テハ特ニ御允許相成候様致度此段副申ス

外國勳章受領佩用願

松浦鎮次郎儀

今般羅馬法王臺下ヨリグラン・コルドン・ド・サン・シルヴェストル勳章ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閱物件目錄相添此段相願候也

昭和二年 四月十一日

文部省官從三位勳二等松浦鎮次郎



賞賚局總裁室佐美勝夫殿

昭和二年四月十一日



裏面白紙

供閱物件目録

一勲章

グラン、ウルド、ド、サン、シルヴェストル

壹個

一勲

記

壹通

一同

譯文

壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和二年 月 日

文部省官從三位勲二等松浦鎮次郎

勲記譯文

ピオ十一世

予ハ汝ガ日本帝國文部省文部次官トシテ今回
ノヴアチカン布教博覽會ノミナラズ日本カトリ
ック學校ノタメ畫カセシコトヲ認ム

依テ汝ノ功ヲ賞シ是ニ相當セルダラン、フォルド、
サン、シルベストル勲章ヲ授與シ名簿ニ登録ス、
ヨツテ該當ノ正服又ハ徽章ヲ着用スルコトヲ許
ス、即チ銀ノ大メダルヲ左胸部ニ同時ニ八角
形表面白色聖シルベストル教皇ノ像アル金ノ十

字架ヲ赤色ノ房アル、赤色ト黒色ノ絹製リボ
ンニテ右ノ肩ヨリ左脇ニ佩用スル事ヲ許シ併セ
テ使用法ヲ画ケル図ヲ同封送付ス
予ガ即位第五年一ノ千九百二十六年八月十四日
ペトロ印押捺

ローマ聖體ニ於テ

外務卿樞機官ガスバリ副署

松浦鎮次郎殿

受勲理由書

大正十四年ヴァチカン宮ニ於テ開催セラレタル聖年祭
記念布敬博覧會ニ關スル功績ニ依ル

外國勲章受領佩用願

望月軍四郎儀

今般羅馬法王臺下ヨリコンマンドルアウエス、カラス、トサン、シルヴエトル勲章
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被仰出候様御
執奏被成下度依テ別紙供閱物件目錄相添此段相願候
也

昭和二年 四月 九日

重三等 望月軍四郎



賞勳局總裁宇佐美勝夫殿



昭和二年四月九日

供閱物件目録

一 勲章

コンマンドールアゲエタプラックトサンシルガエストル

壹個

一 勲記

記

壹通

一 同譯文

文

壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和二年四月九日

魚三等

望月軍四郎



裏面白紙

ピオ十一世

予ハ今回ヴワケカン布教博覧會ニ於テ致セシ汝
ノ盡カニ對シテ謝意ヲ表ス

ヨツテ本辭令ヲ以テ是ニ相當スルコンマンドール、アグ
エック、フラックド、サニシルベストル勲章ヲ授與シ名簿
ニ登録ス、ヨツテ該當ノ正服又ハ徽章ヲ着用ス
ルコトヲ許可ス、即チ八角形表面白色、中央ニ聖シ
ルベストル教皇ノ像アル金、大十字架ヲ赤色ノ房
アル赤ト黒ノ絹製リボンニテ首ニ佩用シ尚予

ガ特殊ノ右子情ヲ示セル銀メダルヲ右胸部ニ佩
用スルコトヲ許シ併セテ使用法ヲ函名同封
送付ス

予ガ即位第五年一千九百二十六年八月十四日
ペトロ印押捺

ローマ聖廳ニ於テ

外務卿樞機官 ガスバリ副署

望月重四郎殿

受勲理由書

大正十四年、ウアチカン宮ニ於テ開催セラレタル聖年祭
記念布故博覧會ニ關スル功績ニ依ル

外國勲章受領佩用願

渡邊 滋儀

勲章

今般羅馬法王臺下ヨリシエグアロー・ドサンシルヴェストル
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被仰出候様御
執奏被成下度依テ別紙供閱物件目錄相添此段相願候
也

昭和二年四月十一日

勲大等 渡邊 滋

賞勲司總裁宇佐美勝夫殿

昭和二年四月十一日

供閱物件目録

一 勲章 シェヴァリエールドサンシルヴエストル

一 勲記

一 同 譯文

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和二年 月 日

勲六等 渡邊 儀

壹個

壹通

壹通

裏面白紙

ピオ十一世

予ハ女子教育ノ指導可者タル汝ガ今同ダケカシ布
教博覽見會ノ多貴重ナル器具ヲ寄贈シ功勞
アリレコトヲ認ム

誠意ニ報ズルハ古ヨリノ習ナリ依テ予ガ特殊ノ厚
情ヲ示センガタメ本辭令之ヲ以テシエガアリエトトセン
シルベスル勲章ヲ授與シ名簿ニ登録スヨクテ該當
ノ正服又ハ徽章ヲ着用用ス事ヲ許可ス即チ八角
形表面白色中央ニ聖シルベスル教皇ノ像アル

金ノ十字架ヲ赤色ノ方アル赤ト黒ノ絹製衣リ
ボンニテ左胸部ニ佩用スル事ヲ許シ併セテ使
用法ヲ画ケル因テ封送付ス
予ガ即位第五年

一千九百二十六年八月十四日

ペトロ印押捺

ローマ聖座ニ於テ

外務卿樞密官 ガスバリ副署

渡邊 滋 殿

受勲理由書

大正十四年ワアチカン宮ニ於テ開催セラレタル聖年祭
記念布敬博覧會ニ關スル功績ニ依ル

外國勲章受領佩用願

羽場從一儀

今般羅馬法王臺下ヨリシニヴラニニハサハシルガエス トル 勲章
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被仰出候様御
執奏被成下度依テ別紙供閱物件目錄相添此段相願候
也

昭和二年 四月十一日

東京日日新聞記者 羽場從一

賞勳局總裁宇佐美勝夫殿



裏面白紙

供聞物件目録

一 勲章

レユダアキトトトサンシルゲエスト

壹個

一 勲記

記

壹通

一 同

譯文

壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和二年 月 日

羽場從一分

ピオ十一世

予ハ汝ガ日本帝國外務省役員トシテ帝ニカトリ
ック教會ニ對シ便宜ヲ図リ尚今回ハヴァチカン
布教博覽會ノ委員ニ選拔サレテ昔ヲ厭ハズ盡
力セシコトヲ認ム

依テ汝ノ功勞ヲ賞見シ是ニ相當スルシエヴァリエールド
サンシルヴェストル勲章ヲ授與シ名簿ニ登錄ム
ヨソテ該當ノ正服又ハ徽章ヲ着自用スル事ヲ許可
ス。即ケ八角形表面白色中央ニ聖シルヴェストル教
皇ノ像アル金ノ十字架ヲ赤色ノ房アル赤ト黒ノ
絹製リボンニテ左胸部ニ佩用スルコトヲ許シ儀
式テ使用法ヲ画ケル圖ヲ同封送付ス
予ガ即位第五年一千九百二十六年八月十四日
ペトロ印押捺

ローマ聖之廳ニ於テ

外務卿樞密官 ガスバリ副署

羽場從一殿

受勲理由書

大正十四年、ウアチカン宮ニ於テ開催セラレタル聖年祭
記念布敬傳覧會ニ關スル功績ニ依ル

外國勳章受領佩用願

下村壽一儀

今般羅馬法王意陛下ヨリヨリ下村壽一儀ノ勳章贈與相成候旨受領又佩用允許ノ儀被仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閱物件目錄相添此段相願候也

昭和二年四月十一日

文部省宗教局長從四位勳三等下村 壽一

賞勳局總裁宇佐美勝夫殿

昭和二年四月十一日

供閱物件目録

一 勲章
一 勲記
一 同譯文

壹個
壹通
壹通

右受領又佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和二年 月 日

文部省宗教局長從四位勲三等下村吉可



ピオ十一世

予ハ汝ヲ日本帝國文部省宗教局長トシテカ
トリツケ、タメ盡カシ尚今日ヴアチカン布教博
覽會曾ニ於テ日本委員長トシテ努カシ其ノ功
少ナカラザルヲ認め

依ツテ汝ノ功勞ヲ賞シ本辭令ヲ以テコンマ
ンドール、アヴェフ、ブルク、ドサン、グレゴアール、グラン、オルドルシ
グイル勲章ヲ授與シ名簿ニ登録ス、ヨツテ該章
ノ正服又ハ徽章ヲ着用スルコトヲ許ス、即チ八角

形ノ表面赤色中央ニ大グレゴリオノ像アル金ノ十字
架ヲ黄色ノ房アル赤色絹製リボンニテ首ニ佩用
シ又予ノ特殊ノ謝意ヲ表セル銀ノメダルヲ左胸
部ニ佩用スル事ヲ許シ併セテ使用法ヲ画ケル圖ヲ
同封送附ス

予ガ即位第五年 一千九百二十六年八月十四日
ペテロ印押捺

ローマ聖廳ニ於テ

外務卿樞機官 ガスバリ 副署

下村壽一殿

受勲理由書

大正廿四年ヴアチカン宮ニ於テ開催セラルタル聖年祭
記念布敬博覧會ニ關スル功績ニ依ル

外國勲章受領佩用願

棚橋淳太郎儀

今般羅馬法王臺下ヨリコンマンドドナニケヒカセテオシトシシル勲章
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被仰出候様御
執奏被成下度依テ別紙供閱物件目錄相添此段相願候
也

昭和二年 四月十一日

正四位勲四等

棚橋淳太郎

賞勲局總裁宇佐美勝夫殿

昭和二年四月十一日

供題物件目録

一 勲章 コンマンドレドサン、ケネダルル、カレン、オールドル、シワイル

壹個

一 勲記

壹通

一同 譯文

壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和二年 月 日

正四位勲四等柵 稿 源 太郎

裏面白紙

ピオ十一世

予ハ汝ガ公ニカトリックノタメニ盡カシ又日本委員トシテ選拔サレ人テ同輩モ有名ナル此ノヴァイカン布教博覧会ニ出席シ其ノ功少ナカサルヲ認

依テ予ガ特殊ノ石子情ヲ示サケタ本辭人マヲ以テコンマンドールドサングレゴアルル水格蘭ノオールドルシウイル勲章ヲ授與シ名簿ニ登錄スヨツテ談話ノ正服又ハ徽章ヲ着用スルトヲ許ス即チ八角

形表面赤色中央ニ大ケレゴリオノ像アル金ノ大十字架ヲ黄色ノ旁アル赤色絹製リボンニテ首ニ佩用スル事ヲ許シ併セテ使用法ヲ画ケル因テ同封送付ス

予ガ即位第五年一十九百二十六年八月十四日

ペトロ印押捺

ローマ聖廳ニ於テ

外務卿枢機官 ガスパリ副署

棚橋源太郎殿

受勲理由書

大正十四年、ヴァチカン宮ニ於テ開催セラレタル聖年祭
記念布敬傳覧會ニ關スル功績ニ依ル

外國勲章受領佩用願

松尾長造儀

今般羅馬法王臺下ヨリシエウアリエトドサシケレガレハカランオレシヴイル勲章
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被仰出候様御
執奏被成下度依テ別紙供閱物件目錄相添此段相願候
也

昭和二年 四月十一日

文部省督學官 正六位 松尾長造

貴勲司總裁 宇佐美勝夫殿

昭和二年四月十一日

裏面白紙

供閱物件目錄

一 勲章 シムウリキトビサンケレテアヒルガクシ・オルトルシバイン

壹個

一 勲記

壹通

一同 譯文

壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和二年 月 日

文部省管理官 正六位 松尾 長造



兼文部省書記官

ピオ十一世

予ハ汝ガ日本帝國文部書記官トシテ今回ヴア
チカン布敷博覽會ニ於テ日本委員ニ選拔サレ
其ノ功少ナカラザルヲ認ヒ

誠意ニ報スルハ予ノ習ナリ、依ツテ汝ノ功勞ヲ賞シ、
予ガ特殊ノ厚情ヲ示サンガため、本辭令ヲ以テシユ
ヴアリエー、ドザン、グレゴアル、グラシ、オールドル、シヴイル、勲章
ヲ授與シ名簿ニ登録ス、ヨツテ該當ノ正服又ハ徽
章ヲ着用スルコトヲ許ス、即チ、八角形、表面赤

色、中央ニ大グレゴリオノ像アル金ノ十字架ヲ黃色ノ
房アル赤色絹製リボンニテ左胸部ニ佩用スルコトヲ
許シ、併セテ使用法ヲ画ケル圖ヲ同封送附ス。

予ガ即位第五年、一千九百零六年八月十四日

ペト印捺押、ロマ聖廳ニ於テ、外務卿樞機官ガスハリ副署

松尾長造殿

受勲理由書

大正十四年ヴァチカン宮ニ於テ開催セラレタル聖年祭
記念布敬傳覧會ニ關スル功績ニ依ル

外國勲章受領佩用願

飛田正雄儀

今般羅馬法王堂下ヨリシエヴラトトトサンケレコルルカクオルホシケル勲章ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閱物件目錄相添此段相願候也

昭和二年 四月十一日

帝國美術院美術展覽會委員

飛田正雄 

賞勳局總裁宇佐美勝夫殿

昭和二年四月十一日

裏面白紙

供閱物件目録

一 勲章

シエヴァリストロウツクテアベルグクオオカシカシ

壹個

一 勲記

記

壹通

一 同 譯文

壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和二年 月 日

飛田 正雄

ピオ十一世

予ハ汝ガ有名ナル藝術家トシテヴァチカン布教博覽會ニ於テ盡カシ併セテ貴重ナル物品ヲ寄贈シテ其功少ナカラザルヲ認ム。

依ツテ予ガ特殊ノ厚情ヲ示サシカタメ本辭令ヲ以テシユヴァリエー、ド、サン、グレゴアル、ル、グラン、オルドル、シヴイル勲章ヲ授與シ名簿ニ登録ス、ヨツテ該處ノ正服又ハ徽章ヲ着用スルコトヲ許可ス、即チ八角形、表面赤色、中央ニ大グレゴリオノ像ニ

金ノ十字架ヲ黄色ノ房アル、赤色絹制衣リボンニテ左胸部ニ佩用スルコトヲ許シ、併セテ使用法ヲ画ケル圖ヲ同封送附ス

予ガ即位筈五年、一千九百二十六年八月十四日
ペロ印捺押、口マ聖廳ニ於テ、外務卿樞機官カスリ副署

飛田正雄殿

受勲理由書

大正十四年ヴァチカン宮ニ於テ開催セラレタル聖年祭
記念布敬博覧會ニ關スル功績ニ依ル

外國勲章受領佩用願

平橋倬太郎儀

今般羅馬法王臺下ヨリシニクアエトトサスナレガアルルビシ、オルドレシケイル勲章ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閱物件目錄相添此段相願候也

昭和二年 四月十一日

美術家 平橋倬太郎

賞勳司總裁宇佐美勝夫殿

昭和二年四月十一日

供閱物件目録

一 勲章

レユグロトトドサ、ダレゴ、ルカラン、オルド、レナイル

壹個

一 勲記

文記

壹通

一 同

譯文

壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和二年 月 日

平柳 俣太郎

裏面白紙

ピオ十一世

予ハ汝が今固ヴァチカン布教博覽會ニ於テ高
貴ナル物品ヲ寄贈シ甚大ナル功勞アリシ事ヲ認ム
依ツテ予が特殊ノ厚情ヲ示サシガ爲メ本辭
令ヲ以テシユヴァリエー、ド、サン、グレゴアル、ル、グラン、オ
ルドル、レヴィール勲章ヲ授與シ名簿ニ登録ス。
ヨツテ該當ノ正服又ハ徽章ヲ着用スルコトヲ許可ス
即チ、金ノ十字架、八角形、表面赤色、中央ニ大
グレゴリオノ像アルモノヲ黄色ノ房アル赤色絹製

リボンニテ左胸部ニ佩用スル事ヲ許シ併セテ使用法
ヲ画ケル圖ヲ同封送附ス。

予が即位筭五年一千九百二十六年八月十四日

ペト印捺押、ロマ聖廳ニ於テ、外務卿樞機官カスハ、副署

平櫛田中殿

受勲理由書

大正十四年ヴァチカン宮ニ於テ開催セラレタル聖年祭
記念布敬傳覧會ニ關スル功績ニ依ル

昭和元年三月廿八日

外國勳章受領佩用願

私儀

佛領印度支那總督政府ヨリラスクロアト、グラン
オプシエール、ド、ロルドル、ナシヨナル、ヂユ、カンボヂユラ
贈與相成候ニ付受領及佩用允許之義被仰出
准様御執奏被成下度別紙供閱物件目錄お添
此段相願候也

昭和二年三月廿六日

勳三等 山下亀三郎

賞勳局総裁 宇佐美勝夫殿

目錄

一 佛國勳章

壹個

一 同 勳記

壹通

一 同 譯文

壹通

右受領及佩用允許相願度差出候也

昭和二年三月廿六日

勳三等 山下龜三郎

カンボジ^ユ王ハ山下汽船會社社長山下龜三郎ノカンボジ^ユ王國ニ對
スル功績ヲ嘉シ西曆一千九百廿六年八月三十一日附ヲ以テラ、
クロア、ド、グラン、オフキシエー、ド、ロルドル、ナシヨナ
ル、チユ、カンボヂユヲ贈與ス

裏面白紙

受勲事由書

今般佛領印度支那總督政府ヨリ下名ニ對シテ、クロア、ド、グラン、オプキエー、ド、ロルドル、ナシヨナル、ゲエ、カンボゲエヲ贈與セラレタルハ山下汽船會社ガ下記ノ如ク佛領印度支那ノ通商上功勞アリト認めラレタル結果ナラント思惟セラレ申候

一、大正九年臺灣總督府ニ於テ基隆海防間定期航路開始ノ御内議アリ他社ニ對シ受命ヲ御慈慮アリシニ其拒絶スルトコロナリ一時行愆トナリ居リシ處山下汽船會社ハ奮テ此衝ニ當リ白十年四月基隆總督府命令ヲ拝シ對佛領

印度支那トノ通商關係ノ爲メ毎年巨額ノ損失ヲ忍ビツ、毎月二回貨客船定期航路ヲ經營シ海防、香港、基隆間ノ航運ニ貢獻セリ、其後大正十四年四月以降大坂商船會社ト共同經營ニ移シ依然海防方面唯一ノ定期線トシテ其使命ヲ果シツ、アリ

一、山下汽船會社ガ佛領印度支那第一位ノ開港タル西貢ニ其營業上ノ地盤ヲ築キタルハ歐洲戰爭勃發以前コトナリシガ戰時船腹不足ノ際西貢ヲ起點トセル新嘉坡、爪哇、香港、日本ヘ航運ニ貢獻スルトコロ多ク、再來西貢米輸送ニ付持ニ

力ヲ盡シ殊ニ最近兩三年ニ於テハ西貢ヨリ日本上海及
長江筋、廣東、香港向輸出米ノ運送ハ大部分我社、担
當スルトコロニシテ日本向、七割六分、上海及長江并ニ廣東
向、七割ヲ輸送シ年額四十万此乃至四十五万此ニ及ブ其
他爪哇、新嘉坡、香港向ハ勿論佛蘭西本國へ輸送ニ後
事シ西貢港貿易ヲ助クル点ニ於テ貨物船会社トシテハ申外
ヲ通ジテ第一位ニ在リ

一、尚佛領印度支那ニ於テハ同地方産石灰石、香港、九龍向輸
送ニ於テ第一位ニ在リ且ホンゲル、炭、西貢及日本向輸送ニ

於テ亦與ニスルトコロ甚カラズ

以上が佛蘭西國籍船、配船状態ト何等競争ノ畏ラズモ
シメズシテ然カモ佛領印度支那ノ貿易ヲ助長スル極メテ有
カナル事業ナルコトハ総督府當局ノ夙ニ認定セルトコロニシテ
昨夏及下名ガ西貢ニ訪問セル際ニモ後督「ヴァレーン」閣下ヨリ特
ニ感謝奨励ノ挨拶アリタリ

右具申候也

昭和二年三月三十日

山下汽船株式會社社長 山下亀三郎

外國勳章佩用願

昭和貳年參月卅日

私儀

今般カシボジエ國國王陛下ヨリカシボジエ
王國勳三等勳章ヲ贈與セリ矣
ニ就テハ佩用ノ儀御允許相成度
此段奉願云也

昭和二年三月三十日

東京府荏原郡下目黒五五五番地

貴族院議員正倉勳守録田榮吉

賞勳局總裁宇佐美勝夫殿

供閱物件目録

一 勲章

壹個

一 勲記

壹葉

右 勲記
出矣三付

御査閱相成度候

勲記
譯文
書

壹葉
通

裏面白紙

南支那總領事館

49

ロルドル ロワイヤル チュカムボジュ勳三等勳記

朕 Prém bat sandach Prém SISOWATH chamchakrapong Hariéach Barminthor phouwanay

Kraykeofa Foulalalay Prém Chau Chung Campuchéa Thippekay 王國賞勳局總裁、カムボジュ

王ハ貴族院議員兼田榮吉ヲ、彼ガカムボジュ王國ニ致セル功勞ニ依リ勳三等

ニ敘シ以テ一千九百廿六年十二月十日以後ノ該位階ニ之ヲ加フ

右ハカムボジュ文ノ勳記ニ適合セル譯文ナルコトヲ證ス

宮内大臣 署名

受領理由書

一 大正十五年十一月十日カンボジエ國
プリンペン市ニ於テ國王陛下ニ謁見
被仰付同勲章ヲ贈與セラレ
受領ス

外國勳章佩用願

私儀

今般カンボジエ國國王陛下ヨリカンボジエ
王國勳四等勳章ヲ贈與セラレタリ
就テ佩用ノ儀御允許相成度
此段奉願矣也

昭和二年三月三拾日

神戸市山本通二丁目十五番地

末川眞一

賞勳局總裁宇佐美勝夫殿

昭和貳年參月拾日



72

Para las obras de Sanidad

—
Politica Correspondiente
—

裏面
白紙

供閱物件目録

一 勲章

壹個

一 勲記

壹葉

右 勲記 譯文 受勲 出典 三付

御査閲相成度矣

カムボジュ王國勳四等勳記

徳川長府家秘書課

朕 *Préu but samdach Préu JISOWATN Chamchakrapong Hariréach Barminthor Phéuwanay*
Kraykeote Soulalay Préu Chau Campuchéa Phippedei, 王國賞勳局總裁、カムボジュ
 王ハ末川醫學士ニ彼ガ吾王國ニ致セル功勞ニ依リ勳四等ニ敘シ以テ千九
 百廿六年十二月十日以後ノ該位階ニ之ヲ加フ

右ハカムボジュ文ノ勳記ニ適合セル譯文ナルコトヲ證ス。

宮内大臣 署名

受領理由書

一 大正十五年十一月十日カンボジエ國
プレンペン市ニ於テ國王陛下ニ謁見
被仰付同勲章早テ贈與セラレ
受領ス

昭和貳年壹月六日

外國勳章 受領佩用願

公衆衛生團理事 勲章 勲章 勲章 勲章 勲章

從五位 三 三

今般佛南西國大使領閣下ヨリ オフィサー・ト・ロルドル・ナシヨナレ
ド・ラ・レシヨント・ト・ノール勳章一ツお受領申付テ、左受領及
佩用之月許一可申付及勳記写及同簿一文亦添申付及月
報也

大正十五年——十二月三日

三 三 三 三

賞勳局總裁 宇佐美膳夫殿

勳記

第 三三八九〇号

佛蘭西共和國勳章の爲に 一九三二年一月十日附
大統領令に依り佛蘭西共和國大統領が公衆衛生國際事
務局長に任ぜられたる勳章の爲に 一九三二年一月十日附
大統領令に依り佛蘭西共和國大統領が公衆衛生國際事
務局長に任ぜられたる勳章の爲に 一九三二年一月十日附
大統領令に依り佛蘭西共和國大統領が公衆衛生國際事
務局長に任ぜられたる勳章の爲に 一九三二年一月十日附

西暦一九三二年十一月三日

勳章の爲に 勳章の爲に 勳章の爲に
勳章の爲に 勳章の爲に 勳章の爲に
勳章の爲に 勳章の爲に 勳章の爲に

外國勲章受領及佩用履

岸 清 一 儀

今般佛蘭西共和國大統領ヨリ「フオフイシエ、ド、ロル
ドル、ナシオナル、ド、ラ、レヂヨン、ドヌール」章
贈與相成候ニ付受領及佩用ノ儀御允許被成下度別紙供
閱物件目録相添此致奉領候也

昭和二年四月七日

辯護士 岸

清



賞勲局總裁宇佐美勝夫殿

昭和二年四月八日

供送物件目録

一、勲章（オフィシエ、ド、ロルドル、ナシオナル、ド、

ラ、レヂヨン、ドヌール章）

壹個

一、勲記（オフィシエ、ド、ロルドレ、ナシオナル、ド、

ラ、レヂヨン、ドヌール）

壹通

一、勲記譯文

壹通

一、受勲事由書

壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和二年四月七日

辯護士

岸

清



勲記譯文

「オールドル、ナシオナル、ド、ラ、レヂヨン、ドヌー
ル」

名譽



國家

佛蘭西共和國賞勳局總裁ハ佛蘭西共和國大統領カ西曆
千九百二十六年十一月二十一日附テ以テ第八回「オリ
ンピック」大會日本「オリンピック」委員會々長法学
博士岸清一氏ニ對シ「オフィシエ、ド、ロルドル、ナ
シオナル、ド、ラ、レヂヨン、ドヌール」章ヲ授與シ

タルコトヲ證明ス

巴里ニ於テ

千九百二十六年十一月二十六日

右審査捺印ノ上第三三、九五九号ヲ以テ登録スルモノナ
リ

佛蘭西共和國賞勳局第一部長 (署名)

右譯文ニ候也

昭和二年四月七日

岸清

清

清



受勲事白書

拙者儀

今敝佛蘭西共和國大統領ヨリ「オフイシエ、ド、ロル
 ドル、ナシオナル、ド、ラ、レダヨン、ドヌール」章
 ラ贈與セラレタル事由ハ不明ナルモ私カニ忖度スルニ
 去大正十三年同國巴里市ニ於テ開催セラレタル第八回
 「オリンピック」大會ニ拙者カ大日本體育協會（日本
 「オリンピック」委員会）會長ノ資格ヲ以テ日本選手
 ヲ率ヒテ参加シ體育界並ニ日佛國交ノ増進ニ盡シタル
 事實ニ對シ且ツ同國大統領カ日佛兩國間ノ親善關係ヲ
 益々濃厚ナラシムルノ趣旨ヲ以テ贈與セラレタルモノ
 ナルヘキカト思料仕候

辯護士

岸

清



裏面白紙

昭和元年四月六日

外國勲章受領佩用願

白耳義 皇帝陛下ヨリ、
オーストリア、ドイツ、
フランス、イタリア、
プロシヤ、
等國ノ勲章
ヲ贈與相成候ニ付、
受領及佩用允許ノ儀被
仰出候様御執奏被成下
度、依テ別紙供閱物件
目錄相添此段相願候也

昭和二年二月五日

在佛國 大使館二等書記官正 三谷隆信

賞勳局總裁 宇佐美勝夫殿

裏面白紙

供閱物件目錄

證明書

右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和二年二月五日

在佛國
大使館二等書記官並大佐 三谷 隆信



裏面白紙

64

(赤橙紙)

證明第三八號

大使館二等書記官正六位勳六等 三 谷 隆 信

右者白耳義國皇帝陛下ヨリオフキシエー、ド、ロルドル、ド、レオ
ポール二世勳章ヲ贈與セラレタルコトヲ證明ス

昭和二年四月四日

外務大臣男爵 幣 原 喜 重 郎



外務省

大正十五年五月獨國航空制限規定成立セルニ
依リ右規定ノ銜ニ當レル各國亦莫ク對シ
白國側ヨリ贈勲セリ

裏面白紙

裏面白紙

外國勲章受領佩用願

ポ¹ーランド國大統領ヨリ、クロアチア、ドナウ、シエー、ド、ロルトル、ド、和ロミカ、
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被
仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閱物
件目錄相添此段相願候也

昭和二年二月十九日

大使館二等書記官從六位松島鹿夫

賞勳局總裁宇佐美勝次殿

裏面白紙

供閱物件目録

一 證明書

右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和二年二月十九日

大使館書記官 松島 鹿夫

裏面白紙

證明第三七號

大使館二等書記官從六位 松島 鹿夫

右者ポーランド國大統領ヨリオフキシエー、ド、ロルドル、ド、ボ
ロニア、レステイテユタ勳章ヲ贈與セラレタルコトヲ證明ス

昭和二年四月四日

外務大臣男爵 幣原 喜重 郎



(赤印紙)

外務省

外國勳章佩用願

原籍 宮城縣刈田郡白石町大字白石字長町

貳拾五番地ノ一戸主 謙造 從弟

現住所 北米合衆國華盛頓州「シアトル」市西第一街

壹千貳拾五番

在「シアトル」帝國領事從六位勳五等 川村博

右者支那政府ヨリ四等嘉禾章贈與セラレタルニ付
テハ右佩用許可相成度別紙關係書類寫相添へ此
後及願候也

昭和貳年參月貳日

右 川村 博

賞勳局總裁宇佐美勝夫殿

昭和貳年四月八日

裏面白紙

供閱物件目錄

一 證明書

壹通

右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

元和二年三月二日

在シアト山
領事從六位勲五等川村博

證明才二九〇七ノ

證明書

領事從六位勳五等 川村 博

右者支那國政府ヨリ四等嘉禾章ヲ贈與セラレタルコトヲ證明ス

昭和二年三月三十日

外務大臣男爵 幣原 喜重 郎



（毒粉紙）

裏面白紙

外務省

寫

人普通合第七六四號

大正十五年六月二十六日

外務大臣男爵幣原喜重郎

印

在シアル

領事 川村博殿

支那勳章送付ノ件

山東懸案解決ニ関シ貴官ノ令般支那政府ヨリ
四等喜禾章一贈与相成リタル事ヲ以テ在支那
外務公使ヨリ該勳章送付越見ニ付別封
書留郵便ヲ以テ送付ス

外國記事受領佩用願

昭和元年四月拾一日

岡田良平儀

今般羅馬法至下^{千九百十五年}詳記念布教博覽會功勞章^ヲ贈與
相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被仰出候様御執奏被
成下度依テ別紙供聞物件目錄相添此段相願儀也

昭和二年四月十一日

文部大臣正三位勲一等岡田良平

此其勲高總裁宇佐美勝夫殿

裏面白紙

供閱物件目錄

一千九百三十五年
聖年祭記念布教博覽會功勞章
一文部大臣ノ證明書

壹個
壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和二年四月十一日

文部大臣正三位勲一等子園田良平

發宗一六號

證明書

岡田良平

右者今般羅馬法王臺下ヨリ
西曆一九二五年
聖年
祭
記念布教博覽會功勞章ヲ贈與セ
ラレタルコトヲ證明ス

昭和二年四月五日

文部大臣 岡田良平



裏面白紙

75

受領理由書
大正十四年 ヴァチカン宮ニ於テ開催セラレタル 聖年祭記念
布教博覧會ニ関スル功績ニ依ル

112
76

裏面白紙

外國記章受領佩用願

松浦鎮次郎儀

今般羅馬洋行下^{前百十五年}紀念布紋博覽會功勞章ヲ贈與
相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被仰出候様御執奏被
成下度依テ別紙供開物件目錄相添此段相願候也

昭和二年四月十一日

文部省第三位勲二等松浦鎮次郎

必具勲高總裁宇佐美勝夫殿

昭和二年四月十一日

2/5 96

裏面白紙

供閱物件目錄

一千九百十五年
聖誕紀念布教博覽會功勞章
一文部大臣、證明書

壹個
壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也
昭和二年 月 日

文部官從三位勳二等松浦鎮次郎



裏面白紙

發宗一六號

證明書

松浦鎮次郎

右者今般羅馬法王臺下ヨリ
西曆一九二五年
聖年祭記念布教博覽會功勞章ヲ贈與セ
ラシタルコトヲ證明ス

昭和二年四月五日

文部大臣 岡田良平



受領理由書
大正十四年 ヴァチカン宮ニ於テ開催セラレタル 聖年祭記念
布教博覧會ニ関スル功績ニ依ル

裏面白紙

外國記章受領佩用願

下村 圭可 一儀

今般羅馬法廷下^{千九百十五年}聖^年祭記念布教博覽會功勞章ヲ贈與
相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被仰出候様御執奏被
成下度依テ別紙供聞物件目錄相添此段相願候也

昭和二年四月十一日

文部省宗教局長從四位勳三等下村 圭可 (下村)

必具勳高總裁宇佐美勝夫殿

昭和二年四月拾一日



供閱物件目錄

一 聖^{九百}年^{五年}祭記念布教博覽會功勞章

壹個
壹通

一文部大臣證明書

右受領及佩用允許相願候二月差出候也

昭和二年 月 日

文部省宗教局長從四位勲三等下村吉壽

裏面白紙

發宗一六號

證明書

下村壽一

右者今般羅馬法王臺下ヨリ
西曆一九二五年
聖年祭記念布教博覽會功勞章ヲ贈與セ
ラレタルコトヲ證明ス

昭和二年四月五日

文部大臣 岡田良平



外國記章受領佩用願

近衛文磨口儀

今般羅馬法王陛下十九百十五年聖年祭記念布教博覽會功勞章ヲ贈與
相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被仰出候様御執奏被
成下度依テ別紙供閱物件目錄相添此段相願候也

昭和二年四月十一日

貴族院議多從等位公卿近衛文磨口

必具勲高總裁宇佐美勝夫殿

昭和二年四月拾三日

裏面白紙

供閣物件目錄

一 一千九百二十五年
一 昭和三十二年
一 文部大臣ノ證明書

壹個
壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付
差出候也

昭和二年 月 日

貴族院議員從三位公爵近衛文麿



發宗一六號

證明書

公爵近衛文麿

右者今般羅馬法王臺下ヨリ西曆一九二五年
聖年祭記念布教博覽會功勞章ヲ贈與セ
ラシタルコトヲ證明ス

昭和二年四月五日

文部大臣 岡田良平



裏面白紙

受領理由書
大正十四年ゾアノカン宮ニ於テ開催セラレタル聖年祭記念
布教博覧會ニ關スル功績ニ依

裏面白紙

外國記章受領佩用願

昭和元年四月廿一日

小笠原長幹儀

今般羅馬法王陛下前百廿二年記念布教博覽會功勞章ヲ贈與
相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被仰出候様御執奏被
成下度依テ別紙供聞物件目錄相添此段相願候也

昭和二年四月十一日

皇後院議 從三位

白齋小笠原長幹

必具勲高總裁宇佐美勝夫殿

外國記章受領佩用願

小笠原長幹儀

今般羅馬法王陛下前百三十五年祭記念布教博覽會功勞章ヲ贈與
相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被仰出候様御執奏被
成下度依テ別紙供閱物件目錄相添此段相願候也

昭和二年四月十一日

貴様ニ
四位勲二等白鬚小笠原長幹

必具勲高總裁宇佐美勝夫殿

昭和二年四月十一日

裏面白紙

供閱物件目錄

一千九百三十五年
聖年祭記念布教博覽會功勞章
一文部大臣ノ證明書

壹個
壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和二年 月 日

貴族院議員正四位勲二等伯爵小室宗長 幹

發宗一六號

證明書

伯爵 小笠原長幹

右者今般羅馬法王臺下ヨリ
西曆一九二五年
聖年 祭 記念布教博覽會功勞章ヲ贈與セ
ラレタルコトヲ證明ス

昭和二年四月五日

文部大臣 岡田良平



裏面白紙

受領理由書
大正十四年 ヴァチカン宮ニ於テ開催セラレタル 聖年祭記念
布教博覧會ニ関スル功績ニ依ル

裏面白紙

外國記章受領佩用願

昭和二年四月十一日

柳原義光儀

今般羅馬法皇陛下^{聖旨}拜^記念布教博覽會功勞章ヲ贈與
相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被仰出候様御執奏被
成下度依テ別紙供開物件目錄相添此段相願取也

昭和二年四月十一日

貴族院議員正三位勳三等伯爵柳原義光



外具勳高總裁字佐美勝夫殿

裏面白紙

供閱物件目錄

一千九百二十五年
聖年紀念布教博覽會功勞章
一文部大臣、證明書

壹個
壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和二年 月 日

貴族院議事三位勲三等伯爵 柳原義光



裏面白紙

發宗一六號

證明書

伯爵 柳原 義光

右者今般羅馬法王臺下ヨリ
西曆一九二五年
聖年 祭 記念布教博覽會功勞章ヲ贈與セ
ラシタルコトヲ證明ス

昭和二年四月五日

文部大臣 岡田良平



受領理由書
大正十四年ヅアチカン宮ニ於テ開催セラレタル聖年祭記念
布教博覧會ニ関スル功績ニ依ル

裏面白紙

外國記章受領佩用願

松平頼壽儀

今般羅馬法王陛下^{千九百十五年}聖年^{聖年}祭記念布教博覽會功勞章ヲ贈與
相成候ニ付受領及佩用允許儀被仰出候様御執奏被
成下度依テ別紙供闕物件目錄相添此段相願候也

昭和二年四月九日

貴族院議員 德意勲三等伯爵 松平頼壽



必具勲高總裁守佐美勝夫殿

昭和二年四月九日



供閱物件目錄

一 一千九百二十五年
聖年紀念布教博覽會功勞章
一文部大臣ノ證明書

壹個
壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和二年四月九日

貴院議員 三位勲三等伯爵 松平頼重



裏面白紙

發宗一六號

證明書

伯爵 松平 頼壽

右者今般羅馬法王臺下ヨリ
西曆一九二五年
聖年 祭記念布教博覽會功勞章ヲ贈與セ
ラレタルコトヲ證明ス
昭和二年四月五日

文部大臣 岡田良平



受領理由書
大正十四年、ゾアチカン宮ニ於テ開催セラレタル聖年祭記念
布教博覧會ニ関スル功績ニ依ル

裏面白紙

外國記事受領佩用願

酒井忠正儀

今般羅馬法皇陛下^{萬曆二十五年}御紀念布教博覽會功勞章^ヲ贈與
相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被仰出候様御執奏被
成下度依^テ別紙供聞物件目錄相添此段相願候也

昭和二年四月十一日

貴族院議員從四位 酒井忠正

必具勲高總裁宇佐美勝夫殿

昭和二年四月十一日

裏面白紙

供閱物件目錄

一千九百十五年
聖年祭紀念布教博覽會功勞章
一文部大臣ノ證明書

壹個
壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和二年 月 日

貴族院議員 樋田伯野酒井忠正



發宗一六號

證明書

伯爵 酒井 忠正

右者今般羅馬法王臺下ヨリ
西曆一九二五年
聖年 祭 記念布教博覽會功勞章ヲ贈與セ
ラレタルコトヲ證明ス

昭和二年四月五日

文 部 大 臣 岡 田 良 平



裏面白紙

受領理由書
大正十四年ヅアチカン宮ニ於テ開催セラレタル聖年祭記念
布教博覧會ニ関スル功績ニ依ル

裏面白紙

外國記章受領佩用願

棚橋源太郎儀

今般羅馬法王陛下（一九〇五年）聖年（一九〇五年）祭記念布教博覽會功勞章ヲ贈與
相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被仰出候様御執奏被
成下度依別紙供開物件目錄相添此段相願候也

昭和二年四月十一日

正五位勲四等 棚橋源太郎

大具勲高總裁宇佐美勝夫殿

昭和二年四月十一日



裏面白紙

供閱物件目錄

一千九百二十五年
聖誕紀念布教博覽會功勞章
一文部大臣證明書

壹個
壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和二年 月 日

正四位勳一等 柵橋源太郎

裏面白紙

發宗一六號

證明書

棚橋源太郎

右者今般羅馬法王臺下ヨリ
西曆一九二五年
聖年祭
記念布教博覽會功勞章ヲ贈與セ
ラレタルコトヲ證明ス

昭和二年四月五日

文部大臣 岡田良平



受領理由書
大正十四年 ヴァチカン宮ニ於テ開催セラレタル 聖年祭記念
布教博覧會ニ関スル功績ニ依ル

裏面白紙

外國記章受領佩用願

望月重四郎儀

今般羅馬法王陛下一千九百十五年紀念布紋博覽會功勞章ヲ賜與
相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被仰出候様御執奏被
成下度依テ別紙供關物件目錄相添比段相願取也

昭和二年四月九日

魚三等 望月重四郎

必具勲高總裁中佐美勝大殿

昭和二年四月九日

裏面白紙

供閱物件目録

一千九百二十五年
聖年祭記念布教博覽會功勞章
一文部大臣ノ證明書

壹個
壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和二年四月九日

惠三 三月 望月 軍四郎



發宗一六號

證明書

望月軍四郎

右者今般羅馬法王臺下ヨリ
西曆一九二五年
聖年祭記念布教博覽會功勞章ヲ贈與セ
ラレタルコトヲ證明ス

昭和二年四月五日

文部大臣 岡田良平



裏面白紙

受領理由書
大正十四年ヅアチカン宮ニ於テ開催セラレタル聖年祭記念
布教博覧會ニ関スル功績ニ依ル

裏面白紙

外國記事受領御用願

松尾長造儀

今般羅馬蓋基下^{元禄五年}詳記念布教博臨見會功勞^早贈與
相成候ニ付受領及佩用允許儀被仰出候様御執奏被
成下度依テ別紙供聞物件目錄相添此段相領候也

昭和二年四月十一日

文部省督学官 正六位松尾長造

其勲高總裁宇佐美勝夫殿

昭和二年四月十一日

裏面白紙

供閱物件目録

一 聖百^五年^五祭記念布教博覽會功勞章
一文部大臣ノ證明書

壹個
壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和二年 月 日

文部省督學士官正六位松尾長造



發宗一六號

證明書

右者今般羅馬法王臺下ヨリ
西曆一九二五年
祭記念布教博覽會功勞章ヲ贈與セ
ラシタルコトヲ證明ス

松尾長造

昭和二年四月五日

文部大臣 岡田良平



裏面白紙

113

受領理由書
大正十四年ヅアチカン宮ニ於テ開催セラレタル聖年祭記念
布教博覧會ニ関スル功績ニ依ル

裏面白紙

外國記事受領佩用願

昭和二年四月十日

今般羅馬法王墓下^{九百五十年}聖年^{九百五十年}祭記念布教博覽會功勞卓著^{贈與}
相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被仰出候様御執奏被
成下度依^テ別紙供聞物件目錄相添此段相願候也

昭和二年四月十一日

勲六等 渡邊 滋

勲員勲高總裁宇佐美勝夫殿

裏面白紙

供閱物件目錄

一千九百二十五年
聖年祭記念布教博覽會功勞章
一文部大臣ノ證明書

壹個
壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和二年 月 日

勲六等 渡邊

滋

發宗一六號

證 明 書

渡 邊 滋

右者今般羅馬法王臺下ヨリ
西曆一九二五年
祭記念布教博覽會功勞章ヲ贈與セ
ラレタルコトヲ證明ス

昭和二年四月五日

文 部 大 臣 岡 田 良 平



裏面白紙

117

受領理由書
大正十四年 ヴァチカン宮ニ於テ開催セラレタル 聖年祭記念
布教博覧會ニ関スル功績ニ依ル

裏面白紙

外國記章受領佩用願

飛田正雄儀

今般羅馬法王陛下一九〇五年紀念布教博覽會勳章贈與
相成候ニ付受領及佩用允許儀被仰出候様御執奏被
成下度依テ別紙供闕物件目錄相添此段相願儀也

昭和二年四月十一日

帝國美術院美術
展覽會委員

飛田正雄



賞其勳高總裁宇佐美勝夫殿

裏面白紙

供閱物件目錄

一千九百二十五年
聖年祭記念布教博覽會功勞章
一文部大臣ノ證明書

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和二年 月 日

壹個
壹通

飛田正雄



發宗一六號

證明書

飛田正雄

右者今般羅馬法王臺下ヨリ西曆一九二五年
祭記念布教博覽會功勞章ヲ贈與セ
ラレタルコトヲ證明ス

昭和二年四月五日

文部大臣 岡田良平



裏面白紙

受領理由書
大正十四年 ヴァチカン宮ニ於テ開催セラレタル 聖年祭記念
布教博覧會ニ関スル功績ニ依ル

裏面白紙

外國記章受領佩用願

昭和元年四月廿一日

平柳傳太郎 儀

今般羅馬洋行下^{昭和元年}記章受領佩用願
相成候ニ付受領及佩用允許儀被仰出候様御執奏被
成下度依別紙供圖物件目錄相添此段用願候也

昭和二年四月十一日

美術家 平柳傳太郎 儀

必具勲高總裁宇佐美勝夫殿

裏面白紙

供閱物件目錄

一千九百十五年
聖年祭記念布教博覽會功勞章
一文部大臣ノ證明書

壹個
壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和二年 月 日

平柳倬太郎

發宗一六號

證明書

平 橋 田 中

右者今般羅馬法王臺下ヨリ
西曆一九二五年
聖 祭 紀念布教博覽會功勞章ヲ贈與セ
ラシタルコトヲ證明ス

昭和二年四月五日

文 部 大 臣 岡 田 良 平



裏面白紙

125

受領理由書
大正十四年ヴァチカン宮ニ於テ開催セラレタル聖年祭記念
布教博覧會ニ関スル功績ニ依ル

裏面白紙

外國記章受領佩用願

羽場從一儀

今般羅馬法廷陛下（昭和二年四月十一日）記章布教博覽會功勞章ヲ贈與
相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被仰出候様御執奏被
成下度依テ別紙供圖物件目錄相添此段相願候也

昭和二年四月十一日

東京日々新聞記者 羽場從一儀

必具勲高總裁宇佐美勝夫殿

昭和二年四月十一日

裏面白紙

供閱物件目録

一千九百十五年
聖年祭記念布教博覽會功勞章
一文部大臣ノ證明書

壹個
壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和二年 月 日

羽場從一分

發宗一六號

證 明 書

羽 場 從 一

右者今般羅馬法王臺下ヨリ
西曆一九二五年
祭記念布教博覽會功勞章ヲ贈與セ
ラレタルコトヲ證明ス

昭和二年四月五日

文 部 大 臣 岡 田 良 平



裏 面 白 紙

129

受領理由書
大正十四年ヅアチカン宮ニ於テ開催セラレタル聖年祭記念
布教博覧會ニ関スル功績ニ依ル

裏面白紙

外國記章受領佩用願

川村精治儀

今般羅馬法王陛下^{カトリック}御^{カトリック}紀念布教博覽會功勞章ヲ贈與
相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被仰出候様御執奏被
成下度依テ別紙供圖物件目錄相添此段相願也

昭和二年四月十一日

文部省 川村精治



賞其勲高總裁宇佐美勝夫殿

昭和二年四月十一日

裏面白紙

供閱物件目錄

一 一千九百二十五年
聖年祭記念布教博覽會功勞章
一文部大臣ノ證明書

壹個
壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和二年 月 日

文部屬 川村精治



發宗一六號

證明書

川村精治

右者今般羅馬法王臺下ヨリ
西曆一九二五年
聖年祭記念布教博覽會功勞章ヲ贈與セ
ラレタルコトヲ證明ス

昭和二年四月五日

文部大臣 岡田良平



裏面白紙

受領理由書
大正十四年ヅア子カン宮ニ於テ開催セラレタル聖年祭記念
布教博覧會ニ関スル功績ニ依ル

裏面白紙

裏面白紙

外國記章受領佩用願

北浦靜彦儀

今般羅馬法下^{一九百二十一年}紀念布教博覽會功勞章ヲ贈與
相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被仰出候様御執奏被
成下度依テ別紙供闕物件目錄相添比段相願候也

昭和二年四月十一日

宗教制度調査會書記 北浦靜彦

其勲高總裁宇佐美勝夫殿

裏面白紙

供閱物件目錄

一千九百二十五年
聖年紀念布教博覽會功勞章
一文部大臣ノ證明書

壹個
壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和二年 月 日

北浦静之

發宗一六號

證 明 書

北 浦 靜 彦

右者今般羅馬法王臺下ヨリ
西曆一九二五年
聖 祭 記念布教博覽會功勞章ヲ贈與セ
ラレタルコトヲ證明ス

昭和二年四月五日

文 部 大 臣 岡 田 良 平



裏 面 白 紙

受領理由書
大正十四年ヅアチカン宮ニ於テ開催セラレタル聖年祭記念
布教博覧會ニ関スル功績ニ依ル

裏面白紙

外國記事受領佩用願

山田徳兵衛儀

今般羅馬法王陛下（カトリック）御紀念布教博覧會功勞章ヲ贈與
相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被仰出候様御執奏被
成下度依テ別紙供闕物件目錄相添此段相願候也

昭和二年四月十一日

人形師 山田徳兵衛



其勲高總裁宇佐美勝夫殿

昭和二年四月十一日

裏面白紙

供閱物件目錄

一千九百二十五年
聖年祭記念布教博覽會功勞章
一文部大臣ノ證明書

壹個
壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和二年 月 日

山田徳兵衛



裏面白紙

發宗一六號

證明書

山田德兵衛

右者今般羅馬法王臺下ヨリ
西曆一九二五年
聖年祭記念布教博覽會功勞章ヲ贈與セ
ラレタルコトヲ證明ス

昭和二年四月五日

文部大臣 岡田良平



受領理由書
大正十四年ヅアチカン宮ニ於テ開催セラレタル聖年祭記念
布教博覧會ニ関スル功績ニ依ル



裏面白紙

外國記章受領佩用願

横山正三儀

今般羅馬法廷下^{千九百十五年}拜紀念布教博臨見會功勞章^ヲ贈與
相成候ニ付受領及佩用允許儀被仰出候様御執奏被
成下度依テ別紙供開物件目錄相添此段相願候也

昭和二年四月十一日

人形師 横山正三



此其勲高懸哉宇佐美勝夫殿

昭和二年四月十一日

裏面白紙

供閱物件目錄

一千九百二十五年紀念布教博覽會功勞章
一文部大臣ノ證明書

壹個
壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和二年 月 日

横山正三



發宗一六號

證明書

横山正三

右者今般羅馬法王臺下ヨリ
西曆一九二五年
聖年祭記念布教博覽會功勞章ヲ贈與セ
ラレタルコトヲ證明ス

昭和二年四月五日

文部大臣 岡田良平



裏面白紙

受領理由書
大正十四年 ヴァチカン宮ニ於テ開催セラレタル 聖年祭記念
布教博覧會ニ関スル功績ニ依ル

裏面白紙

昭和貳年參月拾四日

外國記章受領及佩用願

成信儀

今般獨逸國赤十字社長ヨリ獨逸赤十字社
一等名譽章贈與相成候ニ付受領及佩用ノ
儀御允許被成下度別紙供閱物件目錄相添
此段奉願候也

昭和二年三月十二日

日本赤十字社長樞密顧問官從二位勲等男爵平山成信

賞勳局總裁字佐美勝夫殿

供閱物件目録

一 獨逸國赤十字一等名譽章

壹個

一章記

壹通

一同譯文

壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和二年三月十二日

日本赤十字社長樞密顧問官從三位勲一等男爵平山成信

裏面白紙

獨逸赤十字社名譽總裁、獨逸國大統領、大元帥フオン、ベネツケンドル
フ、ウント、フオン、ヒンテンブルグ氏ノ承認ヲ得、獨逸赤十字社ノ為
ニ盡サレタル特別ノ功績ニ因シ同社ノ感謝ト認識トノ微證トシテ男爵
平山成信閣下
ニ獨逸赤十字ノ第一等名譽章
ヲ贈與ス

此ノ證狀ハ右贈與セラレタル等級ノ名譽章ノ所有ヲ證スルモノナリ
一九二六年六月十五日樹林ニ於テ

獨逸赤十字社長 フオン、ヴァインテルフェルト

堀 田 書

大正三年乃至同十年ノ間ニ於ケル日本赤十字社ノ存続救恤事務ニ關
スル功績ニ對シ稱述亦十字社社長ヨリ贈與ヲ受ク

昭和二年三月三日受領ス

裏面白紙

昭和貳年參月拾四日

外國記章受領及佩用願

圖順儀

今般獨逸國赤十字社長ヨリ独逸赤十字社一等
名譽章贈與相成候ニ付受領及佩用ノ儀御允許
被成下度別紙供關物件目錄相添此段奉願候也

昭和二年三月十二日

日本赤十字社副社長從三位勲一等侯爵徳川圖順



賞勳局總裁宇佐美勝夫殿

供閱物件目錄

一 獨逸國赤十字一等名譽章

壹個

一章記

壹通

一同譯文

壹通

右受領及佩用允許相願候三付差出候也

昭和二年三月十二日

日本赤十字社副社長從五位勲三等侯爵徳川國順



獨逸赤十字駐名譽總裁、獨逸國大統領、大元帥フォン、ベネツケンドル
フ、ウント、フォン、ヒンテンブルグ氏ノ承認ヲ得、獨逸赤十字駐ノ為
ニ盡サレタル特別ノ功績ニ因シ同社ノ感謝ト承認トノ敬禮トシテ

侯爵 徳川 圀 頼 殿 閣 下

ニ獨逸赤十字ノ第一等名譽章

ヲ贈與ス

此ノ證狀ハ右贈與セラレタル等級ノ名譽章ノ所有ヲ證スルモノナリ

一九二六年六月十五日 田林ニ於テ

獨逸赤十字駐長 フオン、グインテルフエルト

埋 由 書

大正三年乃至同十年ノ間ニ於ケル日本赤十字社ノ俘虜救恤事務ニ關
スル功績ニ對シ獨逸赤十字社長ヨリ贈與ヲ受ク

昭和二年三月三日受領ス

裏面白紙

裏面白紙

外國記章受領及佩用願

昭和貳年參月拾四日

乘承儀

今般獨逸國赤十字社長ヨリ獨逸赤十字社壹等
名譽章賜與相成候ニ付受領及佩用ノ儀御允許
被成下度別紙供閱御件目錄相添此段奉願候也
昭和二年三月十二日

日本赤十字社常議員宗秩策着議員從在勲等子爵松平乘承



賞勳局總裁 子佐美勝 大 殿

供關物件目錄

一 獨逸國赤十字一等右譽章

壹個

一章記

壹通

一同譯文

壹通

右受領及佩用免許相願候ニ付差出候也

昭和二年三月十二日

日本赤十字社常議員宗祿登審議官從二位勲一等子爵野松平榮承



裏面白紙

獨逸赤十字社名譽總裁、獨逸國大統領、大元帥フォン、ベネツケンド
ルフ、ウント、フォン、ヒンテンブルグ氏ノ承認ヲ得、獨逸赤十字社
ノ爲ニ盡サレタル特別ノ功績ニ對シ同社ノ感謝ト認識トノ敬證トシテ
子爵松平乘承閣下
ニ獨逸赤十字ノ勲章等
名譽章ヲ贈與ス

此ノ證狀ハ右贈與セラレタル等級ノ名譽章ノ所有ヲ證スルモノナリ
一九二六年六月十五日柏林ニ於テ

獨逸赤十字社長 フォン、ヴァインテルフェルト

理由書

大正三年乃至同十年ノ間ニ於ケル日本赤十字社ノ存続救恤事務ニ關
スル功績ニ對シ獨逸赤十字社長ヨリ贈與ヲ受ク

昭和二年三月三日受領ス

裏面白紙

昭和貳年參月拾四日

外國記章受領及佩用願

省吾儀

今般獨逸國赤十字社長ヨリ獨逸赤十字社
一等名譽記章贈與相成候ニ付受領及佩用ノ
儀御允許被成下度別紙供閱物件目錄相添
此段奉願候也

昭和二年三月十二日

日本赤十字社理事官中顧問官正五位勲一等長崎省吾



賞勲局總裁宇佐美勝夫殿

供關物件目錄

一 獨逸國赤十字一等名譽章

壹個

一 章記

壹通

一同譯文

壹通

右受領及佩用允許相願候三付差出候也

昭和二年三月十二日

日本赤十字理事官中顧問官正位勲一等長崎省 吾



獨逸赤十字社名譽總裁、獨逸國大統領、大元帥フオン、ベネツケンドル
フ、ウント、フオン、ヒンテンブルグ氏ノ承認ヲ得、獨逸赤十字社ノ爲
ニ盡サレタル特別ノ功績ニ因シ同社ノ感謝ト認識トノ敬禮トシテ

宮中顧問官長崎省吾殿閣下ニ獨逸赤十字ノ第一等名譽章
ヲ贈與ス

此ノ證狀ハ右贈與セラレタル等級ノ名譽章ノ所有ヲ證スルモノナリ
一九二六年六月十五日 田林ニ於テ

獨逸赤十字社長 フオン、グインテルフェルト

堀 田 誓

大正三年乃至同十年ノ間ニ於ケル日本赤十字社ノ存続救恤事務ニ關
スル功績ニ對シ稱述亦十字社社長ヨリ贈與ヲ受ク

昭和二年三月三日受領ス

裏面白紙

外國記章受領及佩用願

通一儀

今般獨逸國赤十字社長ヨリ「ローレス、クロイツ、エーホルステル、
クラッセ」ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用ノ儀御允許
相成度別紙供關物件目錄相添此段奉願候也

昭和二年三月五日

第一高等學校教授後四位勲三等九品通一
賞勳局總裁宇佐美勝夫殿

供閱物件目録

一、記章、ロース、クロイツ、エールス、クラッセ

壹個

一、記章、證書

壹通

一、同譯文

壹通

右受領及佩用允許相願候三月差出候也

昭和二年三月五日

第高等學校教授後四位勲四等丸山通一



譯文

獨逸赤十字社名譽社長獨逸國大統領元帥フォン・ベネッケン
ドルフ、ウント、フガン、ヒンデンブルク殿、同意ヲ得テ獨逸赤十字社が
赤十字ノ為メノ特別ナル功勞ニ對スル感謝ト尊重ノ意ヲ表
明セシガ為メニ社長ハ教授丸山通一殿ニ獨逸赤十字一等名
譽章ヲ贈ルル光榮ヲ蒙リ

千九百二十六年六月十五日 伯林ニ於テ

獨逸赤十字社長 (署名)

独逸國
赤十字社

「一等赤十字章」贈與理由書

欧州大戦後、独逸國ハ物資欠乏、財力不足ニシテ、救助ヲ外國ニモ
仰グノ止ムヲ得サルニ至リタルヲ以テ、隣境ノ中立國ヲ初メ元ノ交戦
國ノ側ニテハ至トシテ米國ノ篤志者ガ救恤ニ力ヲ尽クシタルハ世人周
知ノ事實ナリ、独逸ヨリハ各種ノ傷病者、窮民、為シテ各種ノ團體
ヨリ救助ヲ求メ来リタルガ遂ニ赤十字社モ大規模ノ宣傳ヲ行ヒタ
リ、不肖通一ハ同僚、知己、其他ノ篤志家、出版業者、雜誌社、新
聞社等ヨリ集メタル淨財ト音樂會ヲ催シテ得タル收益ヲ贈ラテ
是等諸方面ノ請ヒニ應ジ、殊ニ兒童、學生、探鉱者等ヲ救フノ
資金ニ提供シタルガ身、教官ノ班末ニ在ルト義捐者ノ多ク、各
種學校ノ関係者タルト鑑ミ、至トシテ學生ノ救恤ヲ目的トシ、其外
兒童救恤ノ為メ、他人ノ發起シタル計畫ヲモ贊助シタリ

昭和二年三月五日

第一高等學校教授從四位勳四等丸山通



理由書
参考 供閱物件目錄

- 一、英文宣傳書 (独逸赤十字社發行) 一
- 一、英文宣傳書 (独逸赤十字社發行) 一

外國記章受領及佩用願

昭和貳年參月拾四日

德太郎儀

今般獨逸國赤十字社長ヨリ獨逸赤十字社二等
名譽章贈與相成候ニ付受領及佩用ノ儀御允許
被成下度別紙供函御件目錄相添此段奉願候也
昭和二年三月十二日

日本赤十字社理事海軍主計大佐佐々野安太郎

賞勳局總裁 宇佐美勝夫殿

供出物件目録

一 獨逸國赤十字二等名譽章 壹個

一章記 壹通

一同譯文 壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和二年三月十二日

日本赤十字社参事海軍主計大佐正五位勲三等安宅徳太郎

裏面白紙

獨逸赤十字社名譽總裁、獨逸國大統領、大元帥フォン、ベネツケンドル
フ、ウント、フォン、ヒンテンブルグ氏ノ承認ヲ得、獨逸赤十字社ノ爲
ニ盡サレタル特別ノ功績ニ對シ同社ノ感謝ト認識トノ敬證トシテ

安宅徳太郎殿

ヲ贈與ス

ニ獨逸赤十字ノ第二等名譽章

此ノ証狀ハ右贈與セラレタル等級ノ名譽章ノ所有ヲ證スルモノナリ

一九二六年六月十五日 田林ニ於テ

獨逸赤十字社長 フォン、ヴァインテルフェルト

理由書

大正三年乃至同十年ノ間ニ於ケル日本赤十字社ノ存続救恤事務ニ關
スル功績ニ對シ獨逸赤十字社長ヨリ贈與ヲ受ケ

昭和二年三月廿日 文書ス

裏面白紙

昭和貳年參月拾四日

外國記章受領及佩用願

熊藏儀

今般獨逸國赤十字社長ヨリ獨逸赤十字社
二等名譽章贈與相成候ニ付受領及佩用ノ
儀御允許被成下度別紙供閱物件目錄相添此
段奉願候也

昭和二年三月十二日

日本赤十字社理事社會局參與正在勲章清澤博士桑田熊藏

賞勳局總裁宇佐美勝夫殿

供閱物件目錄

一 獨逸國赤十字二等名譽章

片個

一章記

片通

一同譯文

片通

右受領及佩用允許相願候三件差出候也

昭和二年三月十二日

日本赤十字社理事社會局長兼五位勲章法學博士桑田熊藏

獨逸赤十字社名譽總裁、獨逸國大統領、大元帥フォン、ベネツケンドル
フ、ウント、フォン、ヒンテンブルグ氏ノ承認ヲ得、獨逸赤十字社ノ爲
ニ盡サレタル特別ノ功績ニ因シ同社ノ感謝ト認識トノ披露トシテ

法學博士 桑田熊藏 閣下

ニ獨逸赤十字ノ第一等名譽章

ヲ贈與ス

此ノ證狀ハ右贈與セラレタル等級ノ名譽章ノ所有ヲ證スルモノナリ

一九二六年六月十五日 旧林ニ於テ

獨逸赤十字社長 フオン、ヴァインテルフェルト

理由書

大正三年乃至同十年ノ間ニ於ケル日本赤十字社ノ俘虜救恤事務ニ關
スル功績ニ對シ獨逸赤十字社長ヨリ贈與ヲ受ク昭和二年三月四日受
領ス

裏面白紙

昭和貳年參月拾四日

外國記章受領及佩用願

鈔之助儀

今般獨逸國赤十字社長ヨリ獨逸赤十字社
二等名譽章贈與相成候ニ付受領及佩用
儀御允許被成下度別紙供閱物件目錄相添此
段奉願候也

昭和二年三月十二日

日本赤十字社副社長貴族院議員正農勲等阪本鈔之助

供閱物件目録

一 獨逸國赤十字二等名譽章

一章記

一同譯文

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和二年三月十二日

日本赤十字社副社長貴族院議員正位勲一等本銘之助



獨逸赤十字社名譽總裁、獨逸國大統領、大元帥フオン、ベネツケンドル
フ、ウント、フオン、ヒンテンブルグ氏ノ承認ヲ得、獨逸赤十字社ノ爲
ニ盡サレタル特別ノ功績ニ對シ同社ノ感謝ト認識トノ敬禮トシテ

改本鈔之助閑下

ニ獨逸赤十字ノ第一等名譽章

ヲ贈與ス

此ノ證據ハ右贈與セラレタル等級ノ名譽章ノ所有ヲ證スルモノナリ

一九二六年六月十五日 田林ニ於テ

獨逸赤十字社長 フオン、グイントルフェルト

理由書

大正三年乃至同十年ノ間ニ於ケル日本赤十字社ノ管務救恤事務ニ關
スル功績ニ對シ獨逸赤十字社長ヨリ贈與ヲ受ク昭和二年三月四日受
領ス

裏面白紙

外國記事文領及佩用願

銓太郎儀

昭和貳年參月拾四日

今般獨逸國赤十字社長ヨリ獨逸赤十字社二等
名譽章勳與相成候ニ付受領及佩用ノ儀御允許
被成下度別紙供出御件目錄相添此段奉願候也
昭和二年三月十二日

日本赤十字社副委員長正七位勲七等柿沼銓太郎

賞勳局總裁字佐美跡天殿

裏面白紙

供閱物件目録

- 一 獨逸國赤十字二等名譽章 登別
 - 一 章 記 登別
 - 一 同譯文 登別
- 右 受領及佩用允許相願候ニ付差出候也
- 昭和二年三月十二日

日本赤十字社副參事正七位勲七等柿沼鉦太郎

獨逸赤十字社名譽總裁、獨逸國大統領、大元帥フォン、ベネツケンドル
フ、ウント、フォン、ヒンデンブルグ氏ノ承認ヲ得、獨逸赤十字社ノ爲
ニ盡サレタル特別ノ功績ニ對シ同社ノ感謝ト認識トノ後證トシテ

柿沼銈太郎殿

ヲ贈與ス

ニ獨逸赤十字ノ第二等名譽章

此ノ證狀ハ右贈與セラレタル等級ノ名譽章ノ所有ヲ證スルモノナリ
一九二六年六月十五日旧林ニ於テ

獨逸赤十字社長 フオン、ヴァインテルフェルト

堀田 春

大正三年乃至同十年ノ間ニ於ケル日本赤十字社ノ存続救恤事務ニ關
スル功績ニ對シ稱述亦十字社長ヨリ贈與ヲ受タ爾後二年三月四日受
領ス

裏面白紙

外國記章文類及佩用類

延太郎儀

昭和貳年參月拾四日

今般獨逸國赤十字社長ヨリ獨逸赤十字社二等
名譽章廻與相成紙ニ付受領及佩用ノ權御允許
被成下度別紙供與御件目錄相添此致奉願儀也
昭和二年三月十二日

日本赤十字社事務取扱囑託勲大等吉安延太郎

賞賜局總裁字佐美粉大段

供附物件目録

一 獨逸國赤十字二等名譽章 壹個

一章記 壹通

一同譯文 壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和二年三月十二日

日本赤十字社事務取扱囑託勳章等吉安延太郎



裏面白紙

獨逸赤十字社名譽總裁、獨逸國大統領、大元帥フオン、ベネツケンドル
フ、ウント、フオン、ヒンテンブルグ氏ノ承認ヲ得、獨逸赤十字社ノ爲
ニ盡サレタル特別ノ功績ニ因シ同社ノ感謝ト認識トノ微證トシテ

吉安延太郎殿

ヲ贈與ス

ニ獨逸赤十字ノ第二等名譽章

此ノ證狀ハ右贈與セラレタル等級ノ名譽章ノ所有ヲ證スルモノナリ

一九二六年六月十五日 柏林ニ於テ

獨逸赤十字社長 フオン、ヴァインテルフェルト

理由書

大正三年乃至同十年ノ間ニ於ケル日本赤十字社ノ存続救恤事務ニ關
スル功績ニ對シ獨逸赤十字社長ヨリ贈與ヲ受ク昭和二年三月四日受
領ス

裏面白紙

外國記事受領及佩用願

昭和貳年參月拾四日

兼良儀

今敎獨逸國赤十字社長ヨリ獨逸赤十字社二等
名譽章對與相成狀ニ付受領及佩用ノ儀御尤許
被成下度別紙供與御件目錄相添此段奉願候也
昭和二年三月十二日

日本赤十字社書記 歌原兼良

貴國局長 敬字 佐美 研 夫 殿

裏面白紙

供出物件目録



一 獨逸國赤十字二名譽章 壹個

一章記 壹通

一同譯文 壹通

右 受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和二年三月十二日

日本赤十字社書記 歌原 兼良



裏面白紙

獨逸赤十字社名譽總裁、獨逸國大統領、大元帥フオン、ベネツケンドル
フ、ウント、フオン、ヒンデンブルグ氏ノ承認ヲ得、獨逸赤十字社ノ爲
ニ盡サレタル特別ノ功績ニ對シ同社ノ感謝ト認識トノ徵證トシテ
歌原兼良殿
ヲ贈與ス
ニ獨逸赤十字ノ第二等名譽章

此ノ證狀ハ右贈與セラレタル等級ノ名譽章ノ所有ヲ證スルモノナリ
一九二六年六月十五日似林ニ於テ

獨逸赤十字社長 フオン、グインテルフェルト

堀田 誓

大正三年乃至同十年ノ間ニ於ケル日本赤十字社ノ存続救恤事務ニ關
スル功績ニ對シ獨逸赤十字社長ヨリ贈與ヲ受ク昭和二年三月四日受
領ス

裏面白紙

昭和二年三月五日

佩用允許願

一瑞典國皇室記章 金製小型壹 個
右瑞典國皇帝陛下ヨリ贈與セラレ候間佩用
允許相成度別紙供閱物件目錄證明書並
授章理由書相添へ此段奉願候也

昭和二年三月一日

警視廳警部勳七等 島田傳 吉

賞勳局總裁宇佐美勝夫殿

供閱物件目錄

一 瑞典國皇室記章

金製小型 壹個

一 證明書

壹通

一 授章理由書

壹通

右供閱物件目錄提出候間御査閲相成
度候

昭和二年三月一日

警視廳警部勲七等 島田傳吉

賞勳局總裁宇佐美勝夫殿

證明書

瑞典國皇室記章警視廳警部島田傳吉
右頭書ノ通瑞典國皇帝陛下ヨリ贈
與相成候ニ付證明候也
昭和二年三月一日

警視總監太田政弘



賞勳局總裁宇佐美勝夫殿

授章理由書

一 瑞典國皇室記章

金製小型壹個

右 瑞典國皇太子同妃兩殿下來航ノ節接
伴ニ盡力ニ付同國皇陛下ヨリ贈與セラル

昭和二年三月一日

警視廳警部勳七等 島田傳吉

昭和二年三月五日

佩用允許願

一瑞典國皇室記章 銀製 壹個

右瑞典國皇帝陛下ヨリ贈與セラレ候間佩用
允許相成度別紙供閱物件目錄證明書並
授章理由書相添へ此段奉願候也

昭和二年三月一日

警視廳屬兼警部勳七等 橘 高 廣

賞勳局總裁宇佐美勝夫殿

供閱物件目錄

一 瑞典國皇室記章

銀製

壹個

一 證明書

壹通

一 授章理由書

壹通

右供閱物件目錄提出候間御査閲相成
度候

昭和二年三月一日

警視廳屬兼警部勳七等

橘

高廣



賞勳局總裁宇佐美勝夫殿

證明書

瑞典國皇室記章 警視廳兼橘高廣

右頭書、通瑞典國皇帝陛下ヨリ贈

與相成候ニ付證明候也

昭和二年三月一日

警視總監 太田政弘



賞勳局總裁 宇佐美勝夫殿

授章理由書

一瑞典國皇室記章

銀製 壹個

右瑞典國皇太子同妃兩殿下來航ノ節接
伴ニ盡力ニ付同國皇帝陛下ヨリ贈與セラル

昭和二年三月一日

警視廳屬兼警部勳等橘高廣

昭和貳年 壹月拾六日

外國勳章受領及佩用願

山本喜助儀

今般支邦國奉天省ヨリ奉天省一等警察獎章贈與相成候ニ付受領及佩用儀御允許被成下度別紙供閱物件目錄相添此段奉願候也

昭和二年三月三日

山本喜助 

賞勳局總裁宇佐美勝夫殿

供閱物件目錄

一、獎章

支那國奉天省一等勳章

壹個

一、獎記

壹通

一、受獎事由書

壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和二年三月三日

山本喜助

獎記寫

奉天省長公署 為

發給證書事查有山本喜助因在
奉天省寬甸縣保護華僑案內
出力除給與一等獎章外合行
發給證書以資證明此證

中華民國十六年一月十七日

受獎事由書

原籍滋賀縣愛知郡日枝村大字上枝四番屋敷
住所朝鮮平安北道義州郡義州面郷校洞三九番地一

山本喜助

明治十七年四月二十五日生

大正十三年四月二十日駐朝鮮新義州支那領事
ヨリ新義州中華商會義州分會顧問ヲ囑託セ
ラレ今日ニ至ル間其功勞ニ依リ贈與セラレ
右ノ事由ニ相違無之候也
昭和二年三月三日

右山本喜助